

青色申告の承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人が各事業年度における法人税の確定申告書（法人税法第 82 条の 6 第 1 項の規定による申告書を除きます。）及び中間申告書を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、その事業年度が次に掲げる事業年度に該当するときは、それぞれ次に定める日までに提出してください。

 - (1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…同日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - (2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…同日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - (3) 公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等の当該公益法人等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - (4) 公共法人又は収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等の当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - (5) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日、公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日、公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等の当該公益法人等に該当することとなった日又は公共法人若しくは収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人若しくは協同組合等の当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日（以下「設立等の日」といいます。）から上記(1)から(4)までに掲げる事業年度終了の日までの期間が 3 月に満たない場合における当該事業年度の翌事業年度…当該設立等の日以後 3 月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

（注）外国法人については、法人税法第 146 条の規定によって提出してください。
- 3 「参考事項」欄は、次により記載してください。
 - (1) 「帳簿組織の状況」欄には、貴法人の伝票から総勘定元帳までの帳簿書類等の種類、形態及び記帳の時期を記載します。なお、「左の帳簿の形態」欄には、例えば、「3 枚複写伝票」、「大学ノート」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載し、「記帳の時期」欄には、例えば、「毎日」、「1 週間ごと」、「1 0 日ごと」のように記載します。
 - (2) 「特別な記帳方法の採用の有無」欄は、貴法人が「1」又は「2」のいずれかに該当する場合には、該当の番号を記載してください。
 - (3) 「税理士が関与している場合におけるその関与度合」欄は、その関与度合を、例えば「総勘定元帳の記帳から一切の事務」、「伝票整理から一切の事務」のように具体的に記載してください。
 - (4) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- 4 留意事項
 - (1) 青色申告の承認を受けていない内国法人がグループ通算制度の承認を受けた場合には、グループ通算制度の承認の効力が生じた日において青色申告の承認があったものとみなされますので、この申請書を提出する必要はありません。
 - (2) 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
 - (3) みなし承認
この申請書を提出した場合において、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度終了の日（その事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、その事業年度開始の日以後 6 月経過する日）までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があったものとみなされます。